

## 放送法の一部を改正する法律 新旧対照表

目次



（傍線部分は改正部分）

			改 正 案	
		第三章 日本放送協会		現 行
		第二節 業務		
16	14	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、 <u>第十二項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。	6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。	第三章 （同上）
15	15	協会は、 <u>第十二項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。	7 協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならぬ。	第二十 条 （略）
9 13	9 13	（略）	8 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	第二十 条 （略）
12	12	（新設）	7 （新設）	第二十 条 （同上）
13	13	（同上）	11 （新設）	第三章 （同上）
14	14	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、 <u>第十二項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。	12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、 <u>第十項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。	第二十 条 （同上）
16	16	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、 <u>第十二項</u> の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しよう	13 協会は、 <u>第十項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。	第二十 条 （同上）

とするときも、同様とする。

18 | 17 | 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。  
一 第十二項の認可を受けた実施基準が第十三項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告  
二 協会が第十四項の規定に違反している場合 第十二項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

19 | 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十二項の認可を取り消すことができる。  
20 | 22 | (略)

第二十六条 協会は、第二十条第十項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 | 4 | (略)

### 第三節 経営委員会

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。  
一 次に掲げる事項の議決

イヽワ (略)

カ 第二十条第十二項に規定する実施基準及び同条第十六項に規定する実施計画

ヨヽナ (略)

ラ 第二十条第十一項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十条第二十一項の総務大臣の認可を受けて行う業務  
ウヽク (略)

16 | 15 | とするときも、同様とする。  
(同上)

一 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告  
二 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告

17 | 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができる。

18 | 20 | (同上)

第二十六条 協会は、第二十条第八項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 | 4 | (同上)

### 第三節 (同上)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 (同上)

一 (同上)

イヽワ (同上)

カ 第二十条第十項に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する実施計画

ヨヽナ (同上)

ラ 第二十条第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十条第十九項の総務大臣の認可を受けて行う業務  
ウヽク (同上)

二 (略)  
2・3 (略)

第六節 受信料等  
(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の大文化、伝統及び社会経済に係る重要な事項その他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第十一項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第十一項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第十章 雜則

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（実施基準の認可）、同条第二十一項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条

二 (同上)  
2・3 (同上)

第六節 (同上)  
(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

5 第二十条第九項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第九項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第十章 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 (同上)

一 (同上)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十項（実施基準の認可）、同条第十九項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条

条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六十四条第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十二条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三　（略）

四　第二十条第十九項（実施基準の認可の取消し）、第二十二条の三第五項（関連事業出資計画の認定の取消し）、第一百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第一百六条の五第五項（特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）、第一百三十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第一百六十六条第六項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第一百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五　（略）

2　（略）

第一章　罰則

第一百八十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第十八条第二項、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第十二項若しくは第二十一項、第二十条

条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六十四条第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十二条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三　（同上）

四　第二十条第十七項（実施基準の認可の取消し）、第二十二条の三第五項（関連事業出資計画の認定の取消し）、第一百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第一百六条の五第五項（特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）、第一百三十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第一百六十六条第六項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第一百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五　（同上）

2　（同上）

第一章　（同上）

第一百八十五条　（同上）

一　（同上）

二　第十八条第二項、第二十条第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第十項若しくは第十九項、第二十条

の二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 (略)

第一百九十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十条第十六項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十条第十五項若しくは第十六条、第四十一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 (略)

2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

の二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 (同上)

第一百九十五条 (同上)

一 (同上)

二 第二十条第十四項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十条第十三項若しくは第十四条、第四十一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 (略)

2 (同上)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

第一章 総則

(定義)

**第二条** この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、次の定義に従うものとする。

一～三十 (略)

**三十一** 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

**三十二** 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものと含む。）をいう。

**三十三** 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

**三十四** 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ 一の者及び当該一の者の子会社（第一百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の經營を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一

第一章 (同上)  
(定義)

第二条 (同上)

第三章 (同上)

現 行

(傍線部分は改正部分)

第三章 日本放送協会

第一節 通則

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

第二節 業務

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十  
八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係  
る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたもの  
その他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。  
次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行  
うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定  
める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

第三章 (同上)

第一節 (同上)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

第二節 (同上)

(業務)

第二十条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

(新設)

(新設)

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

七 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

八 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 前項第七号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものと含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に從事する者の養成を行うこと。

（新設）

三 （同上）  
四 （同上）  
五 （同上）  
六 （同上）  
七 （同上）  
八 （同上）

2 （同上）

一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものと含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

八 （同上）

九	前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。	九	(同上)
3	協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。	3	(同上)
一	協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものと含む。）を一般的の利用に供し、又は賃貸すること。	一	(同上)
二	委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。	二	(同上)
4	協会は、前三項の業務を行うに当たつては、當利を目的としてはならない。	4	(同上)
5	協会は、中波放送と超短波放送とのいづれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。	5	(同上)
6	協会は、第一項第一号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。	6	(同上)
7	協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。	7	(同上)
8	協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	8	(同上)
9	協会は、第一項第六号の業務を行うについて、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するも	9	協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に關係を有する者の他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するも

のとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

10 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

11 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(削る)

のとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

11 (同上)

12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
- 三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

(削る)

13 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいづれにも該当すると認めるとときは、同項の認可をするものとする。

- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
- 四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
- 五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用



するような行為をしてはならない。

(必要的配信業務の方法)

第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務（以下の条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たつては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下この条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2) 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 配信用設備等を用いて行われる配信の品質が総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。

3) 協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、総務省令で定めるところ

により、配信用設備等の概要（配信用設備の全部又は一部に協会以外の者が設置する設備を用いるときは、その者の氏名又は名称を含む。）を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4) 協会は、配信用設備等に起因する配信の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

5) 総務大臣は、配信用設備等が第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、協会に対し、当該基準に適合するよう当該配信用設備等を改善すべきことを命ずることができる。

6) 総務大臣は、前各項（第二項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、配信用設備等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

7) 協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて協会の配信（必要的配信業務として行われるものに限る。以下「必要的配信」という。）を受信することができるようにするためのプログラム（電子

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。次項各号において同じ。）を作成し、公衆に対し無償で提供しなければならない。

8| 協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、公衆が、次の各号に掲げるいずれの方法によつても必要的配信を受信することができるようになければならない。

一| 前項のプログラムを用いる方法

二| 公衆によつて一般的に使用されているブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラムをいう。）を用いる方法

9| 協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、必要的配信（ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第六十四条第八項第三号ロ及び第一百二十六条第一項ただし書において同じ。）、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第六十四条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤つてその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない。

10| 協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していらない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

11| 協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。

（新設）

（新設）

(番組関連情報配信業務の方法)

第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「

番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂

行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに

、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければなら

ない。

一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実

施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。

二 当該業務規程に定めた番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生

命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供され

ることが確保されるものであること。

三 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、全国向

け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業そ

の他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないと

が確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たつては、業務規程に定める

ところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

適合しないことが明らかであるとき。

- 二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(任意的配信業務の方法)

第二十一条の二 協会は、第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において「任意的配信業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 任意的配信業務の種類、内容及び実施方法

- 二 任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二十条第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

(新設)

(新設)

めるとときは、同項の認可をするものとする。

- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 任意的配信業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに第二十条第二項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、第六十四条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 任意的配信業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二十条第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二十条第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する配

信について、協会と契約を締結する者をいう。) の利益を不当に害するものでないこと。

3| 協会は、任意的配信業務を行うに当たつては、第一項の認可を受けた実

施基準に定めるところに従わなければならない。

4| 協会は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表

しなければならない。

5| 協会は、任意的配信業務を行うに当たつては、第一項の認可を受けた実

施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6| 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

一 第一項の認可を受けた実施基準が第二項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告

二 協会が第三項の規定に違反している場合 第一項の認可を受けた実施基準に従い任意的配信業務を行うべき旨の勧告

7| 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、基幹放送局提供子会社又は第二十一条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に出資することができる。

一～三 (略)

(関連事業出資計画の認定)

第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画(以下この条及び第二十九条第一項第一号才において「関連事業出資計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、基幹放送局提供子会社又は前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に出資することができる。

一～三 (同上)

(関連事業出資計画の認定)

第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画(以下この条及び第二十九条第一項第一号才において「関連事業出資計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第三節 経営委員会

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イヘ (略)

ト 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(放送局の開

設、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く

。)

チ 国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係

る基幹放送局を用いて行われるものに限る。)並びに国際放送(外国

の放送局を用いて行われるものに限る。以下このチにおいて同じ。)

及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止(国際放送及び協会国際

衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認め

たものを除く。)

リ 必要的配信の休止(経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

ヌ・ル (略)

ヨ 第六十四条第八項第一号に規定する受信契約の条項及び受信料の免

除の基準

リ・カ (略)

ヨ 第二十条の四第一項に規定する業務規程

外 第二十二条の二第一項に規定する実施基準及び同条第五項に規定

する実施計画

レウ (略)

ヰ 第二十条第十二項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ナ 第二十条の二第一項、第二十二条又は第二十二条の二の総務大臣の

認可を受けて行う出資

ヰ・オ 関連事業出資計画

ク・ヤ (略)

マ イからやまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営

委員会が認めた事項

第三節 (同上)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 (同上)

一 (同上)

イヘ (同上)

ト (同上)

チ (同上)

リ・ヌ (新設)

ル (同上)

除の基準

リ・カ (新設)

ヨ (同上)

リ・ヌ (同上)

ル (同上)

除の基準

リ・カ (新設)

ヨ (同上)

リ・ヌ (同上)

ル (同上)

除の基準

リ・カ (新設)

ヨ (同上)

リ・ヌ (同上)

ル (同上)

リ・ヌ (同上)

ル (同上)

リ・ヌ (同上)

委員会が認めた事項

二 (同上)

第六節 受信料等  
(受信契約及び受信料)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。

- 一 特定受信設備を設置した者
- 二 特定必要的配信の受信を開始した者

第六節 (同上)  
(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

- 一 放送の受信を目的としない受信設備
- 二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信のことのできる受信設備

(新設)

2| 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、協会との受信契約の締結を要しない。

- 一 住居内設置等を行つた者のうち、次のいずれかに該当するもの
  - イ 他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者
  - ロ 当該者と住居等及び生計を共にする者が他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者
- 二 その他前項の規定による受信契約の締結をする必要がない者として認可契約条項で定める者

(新設)

3| 協会は、第一項各号に掲げる者が互いに同等の受信環境にある者として同項の規定により協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない。

- 4| 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する

2| 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する

受信料を免除してはならない。

受信料を免除してはならない。

5|

協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 受信契約の単位に関する事項（一の契約者識別情報を用いて協会の配信を同時に受信することができる通信端末機器の数の上限その他の契約者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。）

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正當な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五 その他総務省令で定める事項

6| 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

7| 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

8| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 受信契約 協会の放送又は配信の受信についての契約

二 認可契約条項 第五項の認可を受けた受信契約の条項

三 特定受信設備 協会の放送を受信することのできる受信設備であつて

受信料を免除してはならない。

3|

（同上）

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三 受信契約の申込み（同上）

四 受信契約の申込み（同上）

五 受信契約の申込み（同上）

六 受信契約の申込み（同上）

七 受信契約の申込み（同上）

五 受信契約の申込み（同上）

一 受信契約の申込み（同上）

二 受信契約の申込み（同上）

五 受信契約の申込み（同上）

（新設）

四 受信契約の申込み（同上）

一 受信契約の申込み（同上）

二 受信契約の申込み（同上）

五 受信契約の申込み（同上）

（新設）

次に掲げるもの以外のもの

イ 放送の受信を目的としない受信設備

ロ ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

四 住居等 住居（人の生活の本拠に限る。）及びこれに準ずる場所として認可契約条項で定める場所

五 住居内設置等 次のいずれかに該当する行為

イ 特定受信設備を住居等に設置すること。

ロ 特定必要的配信の受信を開始すること（認可契約条項で定める基準に照らし、他の者（自己と住居等及び生計を共にする者を除く。）に視聴させ、又は閲覧させることを目的としていることが明らかであると協会が認める場合を除く。）。

六 契約者識別情報 第一項各号に掲げる者が受信契約を締結していることと確認するために用いられる符号その他の情報であつて当該者を識別することができるもの

（国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国的重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要な事項その他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこと及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。

2 ～ 5 （略）

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第七節 財務及び会計

（収支予算、事業計画及び資金計画）

2 ～ 5 （同上）

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用 及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 （同上）

（略）

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、

これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徵するものとする。

4 第六十四条第一項の規定により同条第八項第一号に規定する受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第九節 雜則

(放送等の休止及び廃止)

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送若しくは必要的配信を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合

二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送(当該協会国際

衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合

2 協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 協会は、その放送又は必要的配信を休止したときは、第一項の認可を受

第七十条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 第六十四条第一項の規定により

締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第九節 (同上)

(放送)の休止及び廃止

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (同上)

二 (同上)

受信契約を

3 協会は、その放送

を休止したときは、第一項の認可を受

けた場合又は第二十条の三第四項若しくは第一百十二条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4

総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について

第一項の廃止の認可をした場合については、第一百五条中「第一百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5

総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について

第二項の廃止の届出を受けた場合については、第一百五条中「第一百条」とあるのは、「第八十六条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

#### 第十章 雜則

##### (電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に

一 (略)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条

第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）

、第二十条第十二項（任意的業務

の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可

）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）

）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開

発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関

連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三

項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料

の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放

送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令

）、第七十一条第一項（收支予算等の認可）、第七十三条の二第二項た

だし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放

送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の

認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条

第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の

4

(同上)

5

(同上)

##### (電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 (同上)

一 (略)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条

第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）

、第二十条第十二項（実施基準の認可）、同条第二十一項（任意的業務

の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可

）、第二十二条（国立研究開

発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関

連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三

項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第二項及び第三項（受信料

の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放

送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令

）、第七十一条第一項（收支予算等の認可）、第七十三条の二第二項た

だし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放

送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の

認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条

第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の

けた場合又は

すべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第一百十三条の規定により報告を

業務の場合に限る。) (認定の更新)、第九十七条第一項本文 (基幹放送の放送事項等の変更の許可)、第一百六条の四第一項 (特定放送番組同一化実施方針の認定)、第一百二十条 (放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条 (受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項 (有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項 (認定放送持株会社に関する認定) 又は第一百六十七条第一項 (センターの指定) の規定による処分

### 三 第七十条第二項の規定により協会の收支予算、事業計画及び資金計画

に対する付す意見

### 四 第二十二条の二第七項 (実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五項 (関連事業出資計画の認定の取消し)、第一百四条 (基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百六条の五第五項 (特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)、第一百三十一条 (一般放送の業務に関する登録の取消し)、第一百六十六条第六項 (認定放送持株会社に関する認定の取消し) 又は第一百七十三条第一項 (センターの指定の取消し) の規定による処分

### 三 (同上)

四 第二十条第十九項 (実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五項 (関連事業出資計画の認定の取消し)、第一百四条 (基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百六条の五第五項 (特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)、第一百三十一条 (一般放送の業務に関する登録の取消し)、第一百六十六条第六項 (認定放送持株会社に関する認定の取消し) 又は第一百七十三条第一項 (センターの指定の取消し) の規定による処分

### 三 (同上)

### 五 第二条第二十四号 (基幹放送局設備)、同条第三十三号 (特定役員)、同条第三十四号 (支配関係)、第二十条第一項第四号 (放送番組の配信を行う期間)、第二十条の三第一項 (配信用設備等の基準)、同条第四項 (報告を要する重大事故の基準)、同条第十項 (配信の品質の制限その他の措置)、第六十四条第六項 (割増金の額に係る倍数)、第九十三条第一項第四号 (衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書 (基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四项 (基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書 (基幹放送に係る軽微な変更)、第一百三条第二項第三号 (基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、第一百十一条第一項 (基幹放送設備等の基準)、第一百十三条、第一百二十二条若しくは第一百三十七条 (報告を要する重大事故の基準)、第一百二十一条第一項 (基幹放送局設備等の基準)、第一百二十六条第一項ただし書 (登録を要しない一般放送)、第一百三十六条第一項 (一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の

五 第二条第二十四号 (基幹放送局設備)、同条第三十一号 (特定役員)、同条第三十二号 (支配関係)、第六十四条第四項  
(割増金の額に係る倍数)、第九十三条第一項第四号 (衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書 (基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四项 (基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書 (基幹放送に係る軽微な変更)、第一百三条第二項第三号 (基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、第一百十一条第一項 (基幹放送設備等の基準)、第一百十三条、第一百二十二条若しくは第一百三十七条 (報告を要する重大事故の基準)、第一百二十一条第一項 (基幹放送局設備等の基準)、第一百二十六条第一項ただし書 (登録を要しない一般放送)、第一百三十六条第一項 (一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の

技術基準)、第一百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第一百五十条の二第一項(書面の交付)、第一百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除)、第一百五十一条の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為)、第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、第一百六十四条第二項(保有基準割合)又は第一百六十六条第二項第三号(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令の制定又は改廃

前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

## 第十一章 罰則

第一百八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第二項、第二十条第十一項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第十二項

の二第一項、第二十一条の二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第四項若しくは第五項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第二十条の三第五項又は第二十条の四第七項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

第五十九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

技術基準)、第一百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第一百五十条の二第一項(書面の交付)、第一百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除)、第一百五十一条の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為)、第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、第一百六十四条第二項(保有基準割合)又は第一百六十六条第二項第三号(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令の制定又は改廃

(同上)

## 第十一章 (同上)

第一百八十五条 (同上)

一 (同上)

第一百八十五条 (同上)

一 (同上)

二 第十八条第二項、第二十条第十一項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第十二項

の二第一項、第二十一条の二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

(新設)

三 (同上)

第一百九十五条 (同上)

一 (同上)

二 第二十条第十六条項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。  
（新設）

三 第二十条第十五項若しくは第十六項  
一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。  
四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

2 （同上）  
附 則  
1  
（施行期日）  
（同上）  
（協会の設立）  
2  
17  
（同上）  
（新設）  
（新設）

<p>20 総務大臣は、前項の規定による報告の内容その他の事情を踏まえ、必要があると認めるときは、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定により指定する放送番組の範囲の変更その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>21 総務大臣は、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定による指定をしようとするときは、電波監理審議会に諮問しなければならない。            (罰則)            員は、二十万円以下の過料に処する。</p>

(新設)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第二章 無線局の免許等  
第一節 無線局の免許

第五条 (略)

2・3 (略)

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニティ放送（同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。）をする無線局にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

第五条 (同上)  
2・3 (同上)

4 (同上)  
第五条 (同上)  
第一節 (同上)

現 行

第二章 (同上)  
第一節 (同上)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニティ放送（同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。）をする無線局にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

第五条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十三号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

5・6 (略)

一 (同上)

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

5・6 (同上)